

団体会員規定

会員規則第1条第1項第2号に規定する団体会員の入会手続等について、この規定を定める。

(入会)

第1条 会員規則第1条第2号に規定する団体会員の入会希望があるときは、同号に規定する幹事会に報告する前に、事務局は当該団体が次の各号に掲げる要件を満たす団体であることを確認するものとする。

- (1) 本会の規約に規定する目的及び活動に賛同する団体
- (2) 公序良俗に反しない団体
- (3) 非営利又は営利に関わらず、自立した団体

2 前項に規定する幹事会において、幹事の三分の一以上から反対があるときは、入会は認められない。

(退会)

第2条 団体会員から退会の希望があるときは、事務局は速やかに対応するとともに、幹事会にその旨を報告する。

2 団体会員が、前条第1項の各号のいずれかに反していることが判明したときは、事務局は幹事会に報告し、会長は当該団体に退会を求める。

3 団体会員が、2年以上会費を納入しないときは、会長は当該団体に退会を求める。

附 則

この規定は、平成28年4月1日から施行する。